

令和6年度 社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会

職員採用試験募集案内

(令和7年4月1日採用)

1 採用職種

- (1) 社会福祉士
- (2) 保育士
- (3) 介護福祉士

2 採用予定人数

それぞれ若干名

3 採用年月日

令和7年4月1日

4 勤務予定地

- (1) 社会福祉士
地域福祉課または在宅サービス推進室
- (2) 保育士
こども支援課
- (3) 介護福祉士
在宅サービス推進室

5 受験資格

- (1) 昭和55年4月2日以降に生まれた者
長期勤続によるキャリア形成を図るため、45歳未満の募集とします。
- (2) 必要資格
 - ① 社会福祉士、保育士、介護福祉士のいずれかの資格
 - ② 普通自動車免許（AT車限定可）
(令和7年3月末までに資格取得見込の者を含む)
- (3) 次のいずれかに該当する方は受験できません。
 - ① 成年被後見人または被保佐人
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者

- ③ 社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

6 受験申込手続き

(1) 申込先

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会 総務課
〒965-0873 福島県会津若松市追手町5番32号

(2) 受付期間

令和6年10月1日(火)～10月21日(月)※ 消印有効

窓口受付時間は月～金曜日の午前9時～午後5時

(3) 提出書類（提出書類は返還しませんのでご了承ください。）

- ① 受験申込書
- ② 履歴書
- ③ 卒業（見込）証明書
- ④ 資格者証の写し（有資格者のみ）もしくは資格取得見込証明書
- ⑤ 返信用封筒（返信先住所を明記し、角2・A4サイズの封筒に140円切手を貼付してください。）

7 試験の内容及び試験日等

(1) 一次試験

- ① 試験内容 筆記試験（教養・多岐選択式）、小論文
- ② 試験日時 令和6年11月10日（日） 午前10時より
（受付：午前9時から午前9時40分まで）
- ③ 試験会場 会津若松市北会津保健センター
〒965-0111 会津若松市北会津町下荒井字矢倉林1番地

(2) 二次試験

- ① 試験内容 面接（集団面接）
- ② 試験日時 令和6年12月8日（日） 午前10時より
（受付：午前9時から午前9時40分まで）
- ③ 試験会場 一次試験と同じ

8 採用通知等

- (1) 一次試験の結果は、令和6年11月20日（水）以降に受験者宛に通知します。

- (2) 二次試験の結果は、令和6年12月18日（水）以降に受験者宛に通知します。

9 勤務条件

(1) 給与月額

① 初任給額

- ・ 高校卒 148,300 円
- ・ 短大卒 159,900 円
- ・ 大学卒 180,300 円

※ 令和6年度中に見直しを予定しています。

- ② 採用前に職歴を有する場合は、基準により額を加算します。
③ 原則として年1回定期昇給があります。

(2) 諸手当

通勤、超過勤務（残業）、期末・勤勉手当などの諸手当を要件に応じて支給します。

(3) 休日等

- ① 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）
ただし、勤務場所及び勤務シフトにより変更となる場合があります。
② 年次有給休暇、特別休暇があります。

(4) 福利厚生

- ① 退職金支給制度があります。
② 社会保険加入制度があります。
③ 健康診断の受診制度があります。（年1回）
④ 福利厚生センターへの加入制度があります。

10 問合せ先

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会 担当：総務課

〒965-0873 福島県会津若松市追手町5番32号

TEL 0242-28-4030 Fax 0242-28-4039

URL <http://awshakyo.or.jp> E-mail aizu@awshakyo.or.jp

【団体の事業概要】

名称：社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会	代表者：会長 武藤 淳一
住所：福島県会津若松市追手町 5 番 32 号	電話：0242-28-4030
<p>本会は、社会福祉法第 110 条に基づく民間の福祉団体です。 市民、企業、団体等との協力、連携により、主に次の事業を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助○ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成○ 上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業○ 保健医療・教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡○ 共同募金事業への協力○ 介護保険・障害福祉サービス事業	